

入札説明書に関する質問・回答書

事業名				みやぎ県北広域汚泥肥料化事業					
No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答事項
1	3		4	(2)	イ	i	入札参加者の参加資格	S P C の場合、設計業務責任者は構成企業からのみ選出・配置できるのでしょうか？	お見込みのとおりです。
令和8年8月7日									
									宮城県企業局水道経営課長 （公印省略）

各契約書（案）に関する質問・回答書

事業名				みやぎ県北広域汚泥肥料化事業				
No	資料名	条	項	号	目	項目名	質問事項	回答事項
1	工事請負契約書（案）	36				賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	本事業の工事請負契約書（案）第36条（物価変動等に基づく請負代金額の変更）において、工事費だけでなく、「設計業務」および「工事監理業務」に要する費用についても、物価スライド（賃金水準または物価水準の変動）の対象に含まれるのでしょうか。含まれる場合、スライド額算定の方法についてご教示ください。	請負代金額は費目によらず物価スライドの対象となります。スライド額の算定方法は、工事請負契約書（案）第36条に記載のとおりです。
令和8年8月7日								宮城県企業局水道経営課長 （ 公 印 省 略 ）

入札説明書に関する質問・回答書

事業名				みやぎ県北広域汚泥肥料化事業						
No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答事項	
1	10		11	ウ	(カ)		1 1 入札方法等 その他	「提出書類は公表しない（情報公開条例（平成2年宮城県条例第18号）に基づく、行政文書開示請求による開示を除く。）」とあります。技術提案書をはじめとする提出書類には、今後の事業展開に関わる事業者の独自の営業的ノウハウや知的財産等の機密情報が含まれます。これらがそのまま公開された場合、当社の競争上の地位その他正当な利益を著しく害するおそれがあります。 したがって情報公開請求があった場合、事業者の正当な利益を害するおそれのある情報（ノウハウ等）については、条例上の不開示情報として、マスキング（黒塗り）等の不開示措置がとられるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
2	10		11	ウ	(カ)		1 1 入札方法等 その他	上記の質問に関連して、不開示措置を確実なものとするため、提案書の提出時において「不開示希望箇所（ノウハウ該当箇所）とその理由」をあらかじめ明示、あるいは別紙にて申告する等の手続きを行うことは可能でしょうか（または必要でしょうか）。	情報公開請求があった場合は、情報公開条例（平成2年宮城県条例第18号）に基づき、手続きを行うこととなります。なお、個人に関する情報や、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるものなどについては、条例に基づく不開示情報となることから、これらを除く範囲を開示することになります。	
3	入札参加資格 関連に関する 回答書 4枚目		1				入札参加資格 関連に関する 回答書	『「維持管理・運営は宮城県地域維持型建設共同企業体運用基準に準拠する」とありますが、同基準第7条(1)では「全ての構成員は、発注しようとする地域維持事業に係る業種の全部又は一部について、入札参加登録を受けていること」と定めています。本事業の維持管理・運営を行う構成企業においてもこの要件を満たす必要がありますか。』という質問に対し、『お見込みのとおりです。』とご回答いただいておりますが、事業者が全部もしくは維持管理SPCを組成する場合は、当該運用基準は適用されないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
4	入札参加資格 関連に関する 回答書 4枚目		2				入札参加資格 関連に関する 回答書	『「維持管理・運営は宮城県地域維持型建設共同企業体運用基準に準拠する」とありますが、同基準第7条(2)では「構成員のうち、少なくとも一者は、『土木一式工事』で入札参加登録を受けた者」と定めています。本事業の維持管理・運営を行う構成企業においてもこの要件を満たす必要がありますか。』という質問に対し、『お見込みのとおりです。』とご回答いただいておりますが、事業者が全部もしくは維持管理SPCを組成する場合は、当該運用基準は適用されないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
5	入札参加資格 関連に関する 回答書 4枚目		3				入札参加資格 関連に関する 回答書	『「維持管理・運営は宮城県地域維持型建設共同企業体運用基準に準拠する」とありますが、同基準第7条(3)では「全ての構成員は、条件付一般競争入札等参加資格条件設定基準（平成15年4月1日施行）第4項第2号に規定する同一の地域ブロック（以下「同一の地域ブロック」という。）内に、本社又は本店を有する者であること」と定めています。本事業の維持管理・運営を行う構成企業においてもこの要件を満たす必要がありますか。』という質問に対し、『お見込みのとおりです。』とご回答いただいておりますが、事業者が全部もしくは維持管理SPCを組成する場合は、当該運用基準は適用されないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
6	入札参加資格 関連に関する 回答書 4枚目		4				入札参加資格 関連に関する 回答書	『「維持管理・運営は宮城県地域維持型建設共同企業体運用基準に準拠する」とありますが、同基準第7条(3)では「全ての構成員は、条件付一般競争入札等参加資格条件設定基準（平成15年4月1日施行）第4項第2号に規定する同一の地域ブロック（以下「同一の地域ブロック」という。）内に、本社又は本店を有する者であること」と定めています。本事業の維持管理・運営を行う構成企業においてもこの要件を満たす必要がありますか。』という質問に対し、『お見込みのとおりです。』とご回答いただいておりますが、事業者が全部もしくは維持管理SPCを組成する場合は、当該運用基準は適用されないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答事項
7	入札参加資格に関する回答書 4枚目		5				入札参加資格関連に関する回答書	『「維持管理・運営は宮城県地域維持型建設共同企業体運用基準に準拠する」とありますが、同基準第7条(5)では「全ての構成員は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1号に規定する要件を満たしていること。」と定めています。本事業の維持管理・運営を行う構成企業においてもこの要件を満たす必要がありますか。』という質問に対し、『お見込みのとおりです。』とご回答いただいておりますが、事業者が全部もしくは維持管理SPCを組成する場合は、当該運用基準は適用されないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	入札参加資格関連に関する回答書 4枚目		6				入札参加資格関連に関する回答書	『「本施設の維持管理・運営を行う構成員の参加資格について、入札説明書の参加資格要件に加え、「宮城県地域維持型建設共同企業体運用基準」第7条に記載されている要件も全て満たす必要がありますでしょうか。』という質問に対し、『お見込みのとおりです。』とご回答いただいておりますが、事業者が全部もしくは維持管理SPCを組成する場合は、当該運用基準は適用されないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
令和8年8月7日									宮城県企業局水道経営課長 (公 印 省 略)

入札説明書に関する質問・回答書

事業名				みやぎ県北広域汚泥肥料化事業					
No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答事項
1	3	4	(2)	イ	(イ)	i	本施設の設計・工事に必要な参加資格	設計業務責任者の配置についてですが、設計会社が構成員に入らない場合代表企業もしくは構成員から設計業務責任者を出すという事で宜しいでしょうか。	入札説明書4 (2) イ(イ)に記載のとおりです。
2	3	4	(2)	イ	(イ)	i	本施設の設計・工事に必要な参加資格	7/10開示の回答書において設計業務責任者に資格要件の定めはないとのご回答を頂いておりますが、土木、建築、機械、電気どの工種の技術者でも配置可能でしょうか。	令和8年7月10日付け入札参加資格関連に関する質問・回答書のとおり、資格要件の定めはありません。
3	3	4	(2)	イ	(イ)	h	本施設の設計・工事に必要な参加資格	7/10開示の回答書において、工種を問わず現場施工に着手する日までに配置技術者を専任配置する必要があります。と回答を頂いておりますが、構成企業はそれぞれの工種の現場施工が始まるまでに技術者を配置するという理解で宜しいでしょうか。	入札説明書4 (2) イ (イ) に記載のとおりです。なお、工事における機械器具設置工事の配置技術者は、工種を問わず、現場施工に着手する日までに専任配置する必要があります。
4	3	4	(2)	イ	(イ)	h	本施設の設計・工事に必要な参加資格	建設工事代表企業の技術者配置は現場施工開始時期（設計期間は含まない）で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	15	23	(1)				基本契約書の締結	落札者は、本事業における設計・工事、維持管理・運営に関し、本事業に係る基本契約を落札決定した日から14日以内に県と締結しなければならない。と記載されていますが落札決定はいつ頃を想定されていますか。	工事契約及び維持管理契約も含め、今年度内を予定しています。
6	15	23	(3)	ア			工事請負契約書の締結	工事請負事業者は、基本契約に基づいて、本施設の設計・建設に関し、本事業に係る設計・建設契約を落札決定した日から14日以内に県と締結しなければならない。ただし、SPCを設立する場合は、工事契約を令和9年3月26日までに県と締結しなければならない。と記載されていますが、JV工事請負契約書についてもSPC同様に令和9年3月26日までの締結で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	3	4	(2)	イ	(イ)	b	本施設の設計・工事に必要な参加資格	配置技術者の途中変更について。 本件はWTO案件の為、評価項目に配置技術者の評価がありません。仮に配置技術者が変更になっても評価点への影響はありませんので入札の公平性が保てます。機械の場合を例にとれば、機械器具設置の監理技術者証を取得している者かつ同等の技術力を持つ者同士の変更になります。また、本件は工期が多年に及ぶ為、配置技術者の途中変更を認めて頂けますか。	入札説明書4 (2) イ (イ) に記載のとおり、主たる工事である「機械器具設置工事の監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置すること」としており、原則、途中変更は認められません。 ただし、やむを得ない事由により変更が生じる場合は協議願います。
令和8年8月7日									宮城県企業局水道経営課長 (公 印 省 略)

様式集に関する質問・回答書

事業名				みやぎ県北広域汚泥肥料化事業						
No	様式	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答事項	
1	3-7						配置予定技術者 (設計・工事時)	(2) 本工事に当たる者が配置する技術者の記入についてですが、全ての工種において記入するという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
令和8年8月7日										宮城県企業局水道経営課長 (公 印 省 略)

様式集に関する質問・回答書

事業名				みやぎ県北広域汚泥肥料化事業					
No	様式	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答事項
1	3-7						入札説明書（参加資格確認に関する）質問書	配置技術者の分離配置が可能な場合、（様式第3-7号）配置予定技術者（設計・工事等）の記入方法についてご教示願います。 工場製作期間技術者と現場従事期間技術者をそれぞれ分けて2段で記入。又は当初（入札時）は工場製作技術者を記入する。	分離配置することは認めておりません。
2	3-4 3-6 3-8						入札説明書（参加資格確認に関する）質問書	（5）様式集の様式第3-4号 構成企業一覧表、様式第3-6号 導入実績調書、様式第3-8号 維持管理・運営実績調書に企業グループ名を記入する項目があります。こちらはJVを組む場合JV名（例えば〇〇特定建設工事共同企業体）で良いのかそれとも何かグループ名を作って記入するのかをご教示願います。	任意の企業グループ名でも差し支えありません。
令和 8 年 8 月 7 日									宮城県企業局水道経営課長 （ 公 印 省 略 ）

入札説明書に関する質問・回答書

事業名				みやぎ県北広域汚泥肥料化事業					
No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答事項
1	6		6				現場確認	現場確認の期間以降、希望すれば現場調査は可能でしょうか。	追加の現場確認や現場調査は予定しておりません。
2	6		7				入札説明書等に対する質問及び回答	質問の回答内容に疑義が生じた場合、再度質問をして回答をいただくことは認められますでしょうか。 もし認められます場合、質問の方法、期限等について御教示願います。また再質問の回答は、公表されますでしょうか。	入札説明書に記載のとおりです。
3	11	11	(3)	イ			出席者人数	入札者側の出席者は3名以内とありますが、発言者が3名で準備やプレゼン補助人員は別途参加可能であると考えて宜しいでしょうか。	入札説明書11（3）イに記載のとおり、出席者は3名以内としております。
令和8年8月7日									宮城県企業局水道経営課長 (公 印 省 略)

要求水準書に関する質問・回答書

事業名				みやぎ県北広域汚泥肥料化事業						
No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答事項	
1	4	2	3				事業概要	各処理場から本事業への汚泥受入頻度の想定がございましたら、御教示願います。	各処理場の汚泥搬出頻度については、各浄化センター管理者への聞き取りにより、以下の通り想定しています。 石巻市北上浄化センター（2週間に1回程度） 石巻市あゆかわ浄化センター（2週間に1回程度） 登米市佐沼環境浄化センター（1週間に10回程度） 登米市豊里浄化センター（1週間に2回程度） 登米市津山浄化センター（2週間に1回程度） 栗原市瀬峰高清水浄化センター（1週間に1回程度） 大崎市古川師山水浄化センター（1週間に2回程度） 松島町松島浄化センター（1週間に2回程度） 涌谷町涌谷浄化センター（1週間に2回程度） 宮城県石巻浄化センター（1週間に28回程度） 宮城県石巻東部浄化センター（1週間に14回程度） 宮城県石越浄化センター（1週間に5回程度） なお、年間の汚泥搬入日程については、維持管理・運営年度の各前年度1月～3月の期間で参画市町と調整することとしており、将来にわたり上記頻度を約束するものではありません。	
2	10	3	3	(3)			汚泥性状	汚泥性状で含水率、有機分率の他、別紙4で汚泥性状をお示し頂いておりますが、浄化センターの水処理方式や汚泥濃縮方法で汚泥分解性状に相違があると推察致します。 本事業において、農家が利用できる良質な肥料製造の計画策定が必要と考え、各浄化センターの脱水汚泥を自主分析したい事から、脱水汚泥の検体を御提供頂きたくお願い致します。	良質な肥料を製造するための試験研究の一環として、各下水道管理者から提供いたします。 流域下水道分については、以下のホームページに手続きが記載されております。 (https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suido-kanri/92-odei-youryou.html) また、公共下水道の各浄化センターにおいては、直接市町の管理者へお問い合わせください。	
3	10	3	3	(3)			汚泥性状等	図 3-4 汚泥性状範囲について、含水率と有機分率がプロットされておりますが、数値についても御教示願います。	図3-4汚泥性状範囲の数値根拠については、公共下水道分は「別紙4汚泥性状等の実績値」3.汚泥含有試験結果一覧のとおりです。流域下水道分は、以下のホームページに掲載されている各年度維持管理年報をご覧ください。 (https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ktkm-wwt/nenpou.html)	
4	12	3	5	(2)			施設能力	本計画は「年間処理汚泥量を全量受入れ可能な施設計画とする」ことが条件とされております。 つきましては、年間処理汚泥量の最大値である18,207t-wet/年（49.88t/日 × 365日/年）を処理でき、また日最大汚泥量の最大値（61.64 t/日）を受入れ可能な施設計画とし、施設能力をご提案すればよろしいでしょうか。	施設能力は、要求水準書3-5(2)に記載のとおりです。 日最大汚泥量は55.19t/日を基本としておりますが、「別紙5年次発生汚泥量と汚泥搬入条件」に示す年間処理汚泥量が全量受入れ可能な施設計画を提案願います。	
5	13	3	6	(5) (6)			既存管理棟の利用	管理棟を利用させていただく場合、換気扇、空調、トイレ、給湯、照明等の備え付け設備は、利用させていただくことも可能であると考えてよろしいでしょうか？	石越浄化センター管理棟の備え付け設備を利用することは可能ですが、県及び浄化センター維持管理者に対して、利用方法等について事前に協議願います。	
6	13	3	6	(5)			既存管理棟の利用(1)	管理棟の執務室として利用可能な各室について、施錠などセキュリティはどうか。	施錠することは可能ですが、県及び浄化センター維持管理者に対して、施錠方法等の利用方法について事前に協議願います。	
7	13	3	6	(5)			既存管理棟の利用(1)	各室内での利用範囲を赤枠で示されておりますが、仕切りの設置などのお考えはございますでしょうか。	県により仕切りの設置は行いません。事業者による設置は可能ですが、県及び浄化センター維持管理者に対して、事前に協議願います。なお、費用は事業者負担であり、事業期間終了後、原則として原状復旧となります。	
8	13	3	6	(5)			既存管理棟の利用(1)	各室内に現在保管中の資料や備品等につきまして、本事業開始後も継続して保管エリアとして使用予定でしょうか。	本事業開始後も継続して使用することとしています。	
9	13	3	6	(5)			施設配置	既設管理棟1Fの赤枠エリアを休憩スペースとして利用できるとの記載ですが、同スペースを事務室として利用することも可能でしょうか。	事業者の事務室としての利用はできません。	
10	13	3	6	(6)			施設配置	施設見学者対応等に利用できる既設管理棟2F会議室について、施設説明用の掲示物等を常時設置しておくことは可能でしょうか。	本事業以外の用途でも使用するため、事業者の所有物を常時設置はできません。	
11	13	3	6	(6)			施設配置	既存管理棟使用時のユーティリティ（電気、水道など）は、貴県ご負担となりますでしょうか。あるいはその他の考え方があれば御教示願います。	事業者を支払う維持管理委託料に含まれています。 浄化センター維持管理者とのユーティリティ費の費用按分等については、県及び浄化センター維持管理者に対して事前に協議願います。	
12	13	3	6	(6)			施設配置	既存管理棟使用時、施設内の備品(机、椅子、棚、プロジェクター等)について、事業者の使用は可能でしょうか。	利用可能ですが、県及び浄化センター維持管理者に対して、事前に協議願います。	
13	17	3	7	(1)	4)	②	【製品の肥料利用】	肥料登録とありますが、基本契約書（案）においては、肥料の所有権と表記されております。この場合、肥料を計量した時点で所有権が移転しますが、肥料登録したものを計量すると読み取れません。肥料登録は県が取得する考えでよろしいでしょうか。また、受注者でも登録可能ですが、貴県のお考えを御教授ください。	要求水準書3-7(1)4)に記載のとおりです。 なお、肥料の買取りについては、維持管理契約書（案）第15条のとおりです。	

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答事項
14	19	3	8	(3)			脱水汚泥の所有権	事務手続き上は、県の脱水汚泥を肥料製造し、県から肥料を買取ると表記されておりますが、あくまで買い取るものは肥料登録が完了している肥料という認識でよろしいでしょうか。	維持管理契約書（案）第15条のとおりです。
15	19	3	8	(2)	③		受入れ基準の設定	受入れ基準外の汚泥は受入れないものとし、その処理、処分等は事業者の範囲外と考えてよろしいでしょうか。また、受入れ後に基準外が判明した場合は、混入したものの全量を事業者の範囲外で処理、処分等を実施頂けると考えてよろしいでしょうか。	維持管理契約書（案）第17条に記載のとおりです。 なお、維持管理契約書（案）第17条第2項第1号に記載の「廃棄物処理法施行規則第1条の2別表第5」を「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第5号）別表第1の1の項から24の項の第1欄に掲げる物質ごとに対応する同項の第2欄」に訂正します。また、要求水準書別紙4の2.汚泥溶出試験結果一覧に記載のトリクロロエチレンの基準値(mg/l)を「0.3以下」から「0.1以下」に訂正します。
16	20	3	11	(1)			騒音に係る規制基準	通年の施設騒音発生値に関してバックグラウンドのデーター測定量は、3箇所/回×4回/日(時間帯区分毎)×1日/月×12ヶ月＝144種類の測定と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書3-11(1)に記載のとおりです。
17	21	3	11	(3)			悪臭に係る規制基準	臭気指数のバックグラウンドのデーター測定は、3箇所/回×1回/月×12ヶ月＝36種類の測定と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書3-11(3)に記載のとおりです。
18	21	3	11	(3)			悪臭に係る規制基準	悪臭特定物質のバックグラウンドのデーターの測定について、特に基準は無いように見受けられますが、運用期間には4半期毎のモニタリングを要求されているため、3箇所/回×4回/年＝12種類の測定を行うと考えてよろしいでしょうか。	悪臭特定物質の現状値については、その把握について要求水準で求めています、事業者が測定することを妨げるものではありません。
19	21	3	11	(3)			悪臭に係る規制基準	臭気測定について、通常時は敷地境界、目標値は敷地境界＋排出口などの自主規制値設定の提案は可能でしょうか。	要求水準書3-11(3)に記載のとおりです。 なお、自主規制値の設定については差し支えありません。
20	22	3	11	(3)			悪臭に係る規制基準	表3-8【参考】令和7年度臭気測定結果に関して、夏季の測定結果をご教示願います。	夏季は測定していません。
21	27	3	12	(7)			肥料化物の品質基準	品質基準について、完熟度の定量的管理のためと記載がございます。肥料の品質について、完熟度のみを採用した根拠をご教示ください。	要求水準書3-12(7)に記載のとおり、完熟度以外の品質基準も設定しています。
22	27	3	12	(7)			肥料化物の品質基準	完熟度の評価指標として、二酸化炭素の測定方法が示されておりますが、この方法を採用した根拠をご教示ください。	県農業試験場で採用している方法を参考に記載しているものであり、要求水準書3-12(7)に記載のとおり、完熟度の評価方法については、この方法も含め事業者の提案としております。
23	27	3	12	(6)			汚水排水に関する要件	排水箇所に濁度計又はUV計及び流量計を設置することとありますが、プラント排水と生活排水を統合して1系統で排水する場合は、統合した1系統に濁度計又はUV計及び流量計を設置するものと考えてよろしいでしょうか。	差し支えありません。
24	27	3	12	(7)			肥料化物の品質基準	建設工事完了時点では肥料登録がされた肥料化物はないため、肥料化物の品質基準の性能試験については、試運転時に製造する肥料で実施すると考えてよろしいでしょうか。	要求水準書4-6に基づき実施します。
25	27	3	12	(7)			肥料化物の品質基準	「完熟度の定量的管理のため、肥料化物1gあたりの二酸化炭素が2mg以下の場合完熟と判断する」とありますが、応募業者がこのことを実証するのは施設稼働後となると思われます。応募者の提案肥料化方式において、これまで1年間以上肥料化を行った製品が、上記基準を満たしていることを事前にお示しするべきと思われますが、貴県のお考えをお聞かせください。	県農業試験場で採用している方法を参考に記載しているものであり、要求水準書3-12(7)に記載のとおり、完熟度の評価方法については、この方法も含め事業者の提案としております。
26	31	4	2	(1)			工事の開始	工事着手前の建設用地の草刈りは、貴県の作業範囲で宜しいでしょうか。	準備工の一環であり、事業者の負担で実施願います。
27	33	4	3	(1)			仮設計画	工事中に有償にて使用可能な上水給水栓がありましたら、位置、口径等をご教示ください。	上水給水栓の提供は想定しておりませんが、使用を希望する場合は、契約後に県及び浄化センター維持管理者に対して事前に協議願います。
28	35	4	3	(8)			地中障害物	事業予定地において予見できない地中障害物、当初想定していなかった廃棄物等が発見された場合、その対応に要する費用は別途精算をお願い出来ますでしょうか。また、予見できない事象のために工事を停止せざるを得ない状況となった場合、工期の見直し及び工期延長に伴う費用について別途協議頂けると考えてよろしいでしょうか。	工事請負契約書（案）第28条に基づき協議願います。
29	38	4	4	(1)	3)	①	二次処理水	二次処理水の送水配管及びポンプ用ケーブル等の引き込みを塩素混和池建物へ行うために利用可能なビットや開口等がございますか？	利用可能なビットや開口はありません。
30	38	4	4	(1)	2)	②	計測	燃料（A重油等）使用量について、車両の燃料として軽油を使用しますが、車両への直接投入のため貯留設備は不要となります。使用量について計測設備は設けず購入量で管理する提案とさせて頂いてよろしいでしょうか。	要求水準書4-4(1) 2)②及び要求水準書4-4(3) 5)に記載の「燃料（A重油等）使用量」については、肥料化施設内の機械装置等に用いるものを指しているため、車両に直接投入するものは対象としていません。
31	38	4	4	(1)	3)	①	二次処理水	二次処理水の取水量上限値500m3/日との記載がありますが、この水量以上にプラント用水を使用したい場合において、井戸の設置や雨水利用を計画し、排水は返流水槽へ送水してもよろしいでしょうか。	井戸の設置及び雨水利用については県との協議によります。 また、汚水排水については、下水処理能力に影響する可能性があるため、返流水槽への返送量を問わず、BOD等の水質も含めて事前に協議願います。 なお、要求水準書3-11(4)汚水排水基準に記載の「汚水排水基準は、表 3-10の基準値を満足すること。」を、「汚水排水基準は、表 3-10の基準値を満足することとし、水質と排水量について県と事前に協議すること。なお、逆流負荷量については、約210kg/日を上限とするBOD濃度で排水すること。」に訂正します。
32	38	4	4	(1)	3)	①	二次処理水	二次処理水の水質について御提示願います。	以下のホームページに掲載されている令和6年度維持管理年報のうち、2.水質の日常試験・中試験（2）試験結果 ③最終沈殿池越流水のページをご覧ください。 (https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ktkm-www/nenpou.html)

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答事項
33	38	4	4	(1)	3)	①	二次処理水	ご指定の二次処理水取水位置は、塩素滅菌の前後どちらとなりますか。	塩素滅菌前です。
34	38	4	4	(1)	3)	①	二次処理水	二次処理水の取水量上限値500m3/日との記載がありますが、生活用水として上水の利用を加味すると、汚水排水の想定最大量は500m3/日以上と考えられます。汚水排水量については、ユーティリティ計画の基、事業者にて提案できると考えてよろしいでしょうか。	汚水排水については、下水処理能力に影響する可能性があるため、返流水槽への返送量を問わず、BOD等の水質も含めて事前に協議願います。
35	38	4	4	(1)	3)	②	上水	上水の引込みについて、登米市給水本管及び浄化センター場内引込管、量水器の位置、口径をご教示ください。また、浄化センター量水器の一次側で既設場内引込管より分岐してもよろしいでしょうか。	上水引き込みに関しては、登米市にお問合せ願います。
36	40	4	4	(1)	7)		施設の浸水対策	石越浄化センターの想定浸水位はT. P. +10mと記載がありますが、「別紙12想定浸水位」によると今回の建設可能用地から離れた最終沈殿池2系の最大水位が9.99mとなっているのみで、管理棟の想定浸水位が最大でT. P. 9.14m、汚泥棟の想定浸水位が最大でT. P. 8.97m、p3-96「計画G Lを考慮すると浸水が想定されるのは、最終沈殿池2系のみである。」との記載があることから、過剰な対策を避け、要求水準書に記載の通り適切な対策を実施するために石越浄化センターの計画G LであるT. P. +9.5mを本事業での計画G Lとすることを浸水対策とする提案をさせて頂いてよろしいでしょうか。	要求水準書4-4(1) 7)に記載のとおりです。
37	44	4	4	(3)	5)		計装設備	燃料（A重油等）使用量について、車両の燃料として軽油を使用しますが、車両への直接投入のため、使用量について計装設備は設けず購入量で管理する提案とさせて頂いてよろしいでしょうか。	要求水準書4-4(1) 2)②及び要求水準書4-4(3) 5)に記載の「燃料（A重油等）使用量」については、肥料化施設内の機械装置等に用いるものを指しているため、車両に直接投入するものは対象としていません。
38	44	4	4	(3)	5)		計装設備	薬品使用量について、薬品貯留設備への直接投入のため、使用量について計装設備は設けず購入量で管理する提案とさせて頂いてよろしいでしょうか。	要求水準書4-4(1) 2)に基づき、計測設備を設置願います。
39	45	4	4	(4)	2)	⑦	場内整備（汚水排水）	排水配管を返流水槽へ配管するルートとして、利用可能なピットや開口部等が汚泥処理棟にありますか？	利用可能なピットや開口はありません。
40	45	4	4	(4)	2)	③	既植栽の撤去	場内の既植栽の撤去を希望する場合、既植栽は貴県の財産と考えられますので、伐採、伐根、処分は貴県の所掌範囲として実施頂けると考えてよろしいでしょうか。	事業者負担で対応願います。 なお、伐採、移植等の計画については事前に県と協議願います。
41	45	4	4	(4)	1)	③	事前調査・造成	3,000㎡以上の土地の形質の変更届出が必要になると考えますが、過去の地歴として土壌汚染が発生する可能性がないものとして計画してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
42	45	4	4	(4)	2)	①	場内整備	肥料頒布による一般車両の敷地内乗り入れについて、安全性の観点より、浄化センターの既存ゲートから一旦浄化センターに進入し、浄化センター場内道路より今回事業用地への進入を提案することも可能でしょうか。	肥料化施設への進入路を使用することを基本に提案願います。
43	45	4	4	(4)	2)	①	場内整備	既存の乗り入れ箇所とは別に、一般車両進入口を公道側へ設けることは、可能でしょうか。	乗入れ口の増設については、道路管理者との協議になります。
44	45	4	4	(4)	2)	①	場内整備	石越浄化センター内で発生した脱水汚泥の搬出入について、一旦浄化センター側のゲートより公道へ出たのち、事業者にて設ける乗入口を利用すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりと想定していますが、その他の提案を妨げるものではありません。
45	45	4	4	(4)	2)	②	場内整備	柵や塀で事業用地を外観的に分離するものと要求がありますが、外周の既存フェンスは既設利用してよろしいでしょうか。	要求水準書4-4(1) 3)④に記載のとおり、県、浄化センター維持管理者、及び電力事業者との調整によります。
46	51	5	1	(2)			人員など	必要な資格の有資格者とありますが、参加要件の本施設の維持管理・運営に必要な参加資格以外に必要と考えられる資格があればご教示ください。	本事業の維持管理・運営業務に必要な資格については、事業者の維持管理・運営業務の提案内容によるため、具体的な資格については、関係法令等に基づき事業者が御確認ください。
47	51	5	1	(2)			人員等	本業務の遂行のために必要な有資格者は、労働基準法に定める有資格者でしょうか。有機性廃棄物資源化施設技術管理士等は必要ないでしょうか。	本事業の維持管理・運営業務に必要な資格については、事業者の維持管理・運営業務の提案内容によるため、具体的な資格については、関係法令等に基づき事業者が御確認ください。
48	51	5	1	(4)			電気設備保守点検	電気主任技術者については、外部委託も可能でしょうか。	電気主任技術者の外部委託については、事業者の維持管理・運営業務の提案内容によるため、関係法令等に基づき事業者が御確認ください。 なお、詳細については、経済産業省が公表している「主任技術者制度の解釈及び運用」及び「主任技術者制度に関するQ & A」を御確認ください。
49	56	5	4	(1)			修繕工事	盛土・場内道路等の修繕は事業者とありますが、突発的な天災以外における損傷において（気候変動、周辺取水による陥没等）も事業者負担でしょうか。	維持管理契約書（案）第40条、第41条及び第42条に定める不可抗力に該当しない場合は、事業者負担となります。
50	56	5	4	(1)			修繕工事	肥料製造過程で移動式機械（ホイールローダーなど）を使用する場合、日常のメンテナンスや修繕に伴う更新については、事業者の費用負担で実施することとありますが、移動式機械本体の入れ替えは本事業の対象外と考えてよろしいでしょうか。	移動式機械本体の入れ替えは本事業の対象となります。 なお、要求水準書5-4(1)に記載のとおり、更新費用は事業者負担となります。

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答事項
51	58	5	5	(1)			汚泥搬入計画	汚泥搬入日程の調整は前年度1～3月とありますが、汚泥搬入計画を策定するにあたり、各処理場の汚泥保有可能日数を御教授ください。	各処理場の汚泥保有可能日数については、各浄化センター管理者への聞き取りにより、以下の通り想定しています。 石巻市北上浄化センター（20日） 石巻市あゆかわ浄化センター（20日） 登米市佐沼環境浄化センター（3日） 登米市豊里浄化センター（7日） 登米市津山浄化センター（7日） 栗原市瀬峰高清水浄化センター（5日） 大崎市古川師山水浄化センター（0日）※1 松島町松島浄化センター（0日）※2 涌谷町涌谷浄化センター（0日）※3 宮城県石巻浄化センター（0日）※1 宮城県石巻東部浄化センター（1～2日） 宮城県石越浄化センター（3～4日） ※1 毎日搬出を要するため、施設内での保有はできません。 ※2 搬出用車両に直接投入しているため、施設内に貯留設備はありません。 ※3 汚泥引き抜き等に合わせて搬出を行っているため、施設内に貯留設備はありません。
52	58	5	5	(2)			将来汚泥量変化による施設の運用	年間処理汚泥量以外に、参画市町の希望や、他の流域下水や参画市町村以外の公共下水の新規参加希望があった場合、事業者は、受入れ可否や費用負担等に関して、県の協議に応じる内容から、汚泥量上昇や含水率、性状の変化により、施設改造の費用負担を認められますでしょうか。	県との協議によります。
53	61	5	6	(4)			警備業務	施設警備について、どの程度を想定していますでしょうか。また、外部委託は可能でしょうか。	具体的内容は、事業者の提案によります。 なお、設備警備の外部委託を妨げるものではありません。
54	61	5	6	(8)			保険への加入	保険について、想定されている保険（履行保証や事故保険等）はありますか。	工事請負契約書（案）第3条、第4条、第8条及び第72条並びに維持管理契約書（案）第5条、第34条及び別紙3並びに要求水準書4-3(13)及び5-6（8）に記載のとおりです。
55	61	5	6	(9)			地元住民への対応	事業者は、周辺住民からの苦情が発生した場合の対応を行うこととありますが、貴県に直接入った苦情はSPCのみで対応するのでしょうか。	本業務に関する住民からの要望、苦情等の受付及び対応は、原則として事業者が行うこととしておりますが、県に直接寄せられた苦情等については県から事業者に伝達します。
56	64	6	4				監視強化基準と停止基準	悪臭特定物質のバックグラウンドデーターの測定は、特に基準は無いが、運用期間には4半期毎のモニタリングを要求されているため、3箇所/回×4回/年＝12種類の測定を行うと考えてよろしいでしょうか。	悪臭特定物質の現状値については、その把握について要求水準で求めています、事業者が測定することを妨げるものではありません。
57	別紙2	【別紙1】		(3)			【別紙1】市街化調整区域	市街化調整区域内となっておりますが、本汚泥肥料化事業に係る建物類の建設については、許可が得られている認識でよろしいでしょうか。	本事業箇所は、市街化調整区域外に位置していますので、要求水準書別紙1（3）市街化調整区域に記載の「内」を「外」に訂正します。
58	別紙2	【別紙1】		(4)			【別紙1】用途地域	容積率200%、建ぺい率70%との記載は、浄化センター全体の敷地として、求められている内容と考えますが、本事業においては、事業用地に対して同様の要求があるものと解釈すればよろしいでしょうか。	本事業箇所は、都市計画区域外に位置しているため、容積率及び建ぺい率に制限はありません。 なお、要求水準書別紙1（1）都市計画区域に記載の「内」を「外」に、(4)用途地域に記載の「区域外（容積率200%、建ぺい率70%）」を「区域外」に訂正します。
59	別紙71	【別紙4】	1				含水率と有機分率	含水率・有機分率が代表値から変動した場合、清算対象となりますでしょうか。また、清算を予定している場合、どの程度の変動で清算を行う予定でしょうか。	維持管理契約書（案）第17条第2項各号に該当する場合を除き、業務委託料の変更は行いません。
60	別紙71	【別紙4】					【別紙4】汚泥性状等の実績値	含水率と有機分率がプロットされておりますが、数値についても御教示願います。	図3-4汚泥性状範囲の数値根拠については、公共下水道分は「別紙4汚泥性状等の実績値」3.汚泥含有試験結果一覧のとおりです。流域下水道分は、以下のホームページに掲載されている各年度維持管理年報をご覧ください。 (https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ktkm-www/nenpou.html)
61	別紙84	【別紙5】					年次発生汚泥量と汚泥搬入条件	日最大汚泥量より多くの汚泥受入れが必要になった場合、協議によると思われますが、受け入れ不可の場合の費用負担は発注者でよろしいでしょうか。	要求水準書5-5(1)に基づき県と事業者で汚泥搬入計画を予め決定することから、計画を上回る汚泥を搬入することは想定していません。
62	別紙84	【別紙5】					【別紙5】年次発生汚泥量と汚泥搬入条件 【搬出車両仕様】	搬入車両の10t－天蓋付ダンプ車両、10t－アームロール車両、8t以上－天蓋付ダンプ車両の車両寸法をご教示願います。	一般的な車両寸法値より検討願います。 なお、各浄化センター管理者への聞き取りにより、最大寸法は全長11.10m、全幅2.49m、全高3.24m程度と想定しています。
63	別紙84	【別紙5】					【別紙5】年次発生汚泥量と汚泥搬入条件 【搬出車両仕様】	搬出車両仕様について、アームロール車、着脱装置付コンテナ専用車、天蓋付密閉車等の記載ある車両に関して、ダンピング等による現地荷下ろし方法をご教示願います。荷下ろしに必要な機器等が別途必要の場合は、その仕様等を要求水準へ追加資料として明示願います。	一般的な車両条件より検討願います。 なお、各浄化センター管理者への聞き取りの結果、現地荷卸しに必要な機器はございません。
64	別紙84	【別紙5】					【別紙5】年次発生汚泥量と汚泥搬入条件 【搬出車両仕様】	搬出車両仕様について、ダンピング時の最高高さは、いくらを想定されているか、ご教示願います。	一般的な車両寸法値より検討願います。 なお、各浄化センター管理者への聞き取りにより、最大で8m程度と想定しています。
65	別紙130	【別紙11】					【別紙11】責任分界点	二次処理水の利用にあたって、塩素混和池棟1階の水槽上部のスラブ上にポンプ等を設置してよろしいでしょうか。	二次処理水層上部には槽内点検用天蓋があり、メンテナンスに支障があるため、設置は認められません。 槽内への水中ポンプ設置による汲み上げ等、別手法により検討願います。

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答事項
66	別紙137	【別紙11】					【別紙11】 責任分界点	既存の雨水排水ポンプについて、新たに整備する雨水排水設備を接続した場合においても、排水能力に支障がないものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
67	別紙138	【別紙11】					【別紙11】 責任分界点	塩素混和池と汚泥処理棟は、取り合い点となるため、機器の設置や接続配管等を行う計画を想定します。その際には、管廊の利用や架空配線への制限はございますか。	内容によりますので、契約後の調査・設計段階で協議願います。
68	別紙140	【別紙11】					【別紙11】 責任分界点	雨水排水接続口の周辺における地中埋設物は、雨水配管のみと考えてよろしいでしょうか。	雨水排水接続口周辺における地中埋設物として、雨水配管のほか、電線管及び地下管廊がございます。なお、既存埋設物のおおよその埋設位置を示すため、要求水準書別紙11責任分界点（140ページ）を訂正します。
69	別紙157	【別紙13】					【別紙13】 測量結果	資料作成のため、現地測量図、線形地形図、横断面図のCADデータをご提供願います。CADデータがない図面については、図面縮尺が整合したPDFデータ等をいただけないでしょうか。	要求水準書別紙13を御活用ください。
70	別紙158	【別紙13】					【別紙13】 測量結果	現状の建設可能用地へ設置されているビニールハウスは、現地確認の説明にてR8.10月迄には、建物等は撤去され跡地は現状復旧されるとご説明頂きました。現状復旧後の地形は、建設可能用地全体として平滑で、周辺の既存フェンスや既存浄化センター側の道路高さ（TP8.5～9.1m程度）で引渡しと考えてよろしいでしょうか。	地盤高さは現状のままで引渡しとなります。
71	別紙158	【別紙13】					【別紙13】 測量結果	建設可能用地で撤去されるビニールハウスについて、現在の使用用途等が今回事業へつながるリスク（土壌汚染等を含む）は、事業者側でないものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
令和8年8月7日									宮城県企業局水道経営課長 （ 公 印 省 略 ）

各契約書（案）に関する質問・回答書

事業名				みやぎ県北広域汚泥肥料化事業				
No	資料名	条	項	号	目	項目名	質問事項	回答事項
1	基本契約書（案）	6	1	(1)		特別目的会社の設立及び運営	特別目的会社の取締役選任について、規定はありますでしょうか。（出資比率、社外取締役等の設置）	特にございません。
2	基本契約書（案）別紙2 リスク分担表		50			施設の修繕	事業期間内の修繕においては、原則事業者負担となっていますが、技術資料承認後、長期事業期間の中で、気候や汚泥性状等が徐々に変化した影響等による修繕等については、技術資料変更の協議は可能でしょうか。	技術資料の変更は原則として認められません。
3	基本契約書（案）別紙2 リスク分担表		56			脱水汚泥の性状	施設に搬入される脱水汚泥の性状の変動による費用の増加及び損害について事業者負担となっておりますが、汚泥の性状についてどのような項目及び範囲を想定しておりますか。	要求水準書3-3(3)及び別紙4に記載のとおりです。
4	基本契約書（案）別紙2 リスク分担表		62			肥料の流通販売	肥料の販売先への運搬は事業者となっていますが、地域住民販売等については、来場による販売を予定しています。（運搬費無）発注者は、他の販売先への運搬を予定していますでしょうか。。	要求水準書2-3に記載のとおり、事業者は、製造した肥料の全量を流通・販売することとしており、全量を事業者が県から買取します。なお、県が他の販売先へ運搬することは想定していません。
5	工事請負契約書（案）	54				前払金	前払金の率は、各会計年度における年度支払限度額の50%が上限との理解で宜しいでしょうか。 また、中間前払金は、20%が上限との理解で宜しいでしょうか。	宮城県建設工事執行規則に準拠し、各会計年度の前払金の限度額は、当該会計年度の設計及び工事に係る出来高予定額の10分の4の額（1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）です。 各会計年度の中間前払金の限度額は、当該会計年度の設計及び工事に係る出来高予定額の10分の2の額（1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）です。
6	維持管理契約書（案）	1	13	(1)		算定期間	本事業における算定期間について、前月21日から当該月20日までとなっておりますが、月報などの管理帳票、委託料の請求書などすべての書類について適用されるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	維持管理契約書（案）	10	5			業務の範囲	受注後に、二次処理水の使用量が要求水準書及び技術資料に定める量を超える場合の協議は可能でしょうか。	要求水準書に定める量を超える協議には原則として応じません。技術資料の変更についても原則として認められません。 ただし、受注後の汚泥量の増加等、やむを得ない事情による場合は協議願います。 なお、要求水準書4-4(1) 3)①二次処理水に記載の「また、二次処理水の取水量上限は、次に記載のとおりとし、事業者は流量計により取水量を計測すること。」を、「また、二次処理水の取水量上限は、次に記載のとおりとし、事業者は流量計により取水量を計測すること。ただし、事業開始後の汚泥量の増加等、やむを得ない事情による場合は県と事業者が協議して変更することとする。」に訂正します。
8	維持管理契約書（案）	10	5			業務の範囲	二次処理水の利用上限は500m3/日で無償提供となっておりますが、排水においても下水道料金等は無償という解釈で宜しいでしょうか。	二次処理水の排水については、下水道使用料は発生しません。 なお、水道用水に係る下水道使用料については登米市に問合せ願います。
9	維持管理契約書（案）	13	1			脱水汚泥の受入れ	本施設において脱水汚泥の受入施設前の搬入等の臭気及び騒音に対しての環境への配慮は発注者及び搬入業者の責任と考えてよろしいでしょうか。	事業用地内で発生する臭気及び騒音は事業者の責任となります。ただし、事業者の指示に従わず、運搬車両の蓋の開閉などを行った場合は搬入業者の責任となります。
10	維持管理契約書（案）	13	1			脱水汚泥の受入れ	本施設にて受入れ不可となった場合、全量再資源化処理となっていますが、土壌改良剤等についても再資源化として認められるでしょうか。また、再資源化の範囲をご享受下さい。	土壌改良材としての利用についても再資源化として認めます。 なお、再資源化の範囲としては、セメント原料、再生路盤材、燃料化物としての利用を想定していますが、これらにより難しい場合は、個別に協議願います。
11	維持管理契約書（案）	14	3			肥料の製造	自主管理値を満たさない肥料については、事業者負担にて全量再資源化となっておりますが、自主管理値未達の要因（事業者の責による有害物質混入等）があった場合、焼却処分等は可能でしょうか。	維持管理契約書（案）第14条第3項に記載のとおり、原則として全量再資源化する必要があります。
12	維持管理契約書（案）	14	3			肥料の製造	自主管理値を満たさない肥料の保管は敷地内であれば問題はないでしょうか。	受注者が自らの負担と責任で行う限りにおいては、差し支えありません。
13	維持管理契約書（案）	14	4			肥料の製造	規格外肥料が生成された原因が本施設に搬入された脱水汚泥のみに直接的に起因とは、含水率の上昇や性状の変化も含まれますでしょうか。	維持管理契約書（案）第17条第2項各号に掲げる場合と定めていますので、含水率の上昇や性状の変化は含まれません。なお、要求水準書3-8(2)③に記載のとおり、県と市町の間で汚泥の受入れ基準を定めることとしているため、大きく逸脱することはないものと想定しています。
14	維持管理契約書（案）	15	2			肥料の授受	肥料の所有権は、計量設備で計量した時点で発注者から受注者に移転されるとありますが、引渡し前に肥料加工（ふるい・造粒など）を行っても問題はありませんか。	差し支えありません。
15	維持管理契約書（案）	15	2			肥料の授受	肥料の所有権について、計量設備で計量するものは肥料登録が完了しているとの理解でよろしいでしょうか。	維持管理契約書（案）第15条のとおりです。
16	維持管理契約書（案）	17	2			肥料の供給量、性状等	(1)、(2)以外の含水率及び有機分率（汚泥性状範囲）外の規格の受入れにより、製造工程に支障を生じた場合、運搬及び処理に要した費用については発注者負担でよろしいでしょうか。	維持管理契約書（案）第17条第2項各号に掲げる場合以外は、事業者の責任となります。

No	資料名	条	項	号	目	項目名	質問事項	回答事項
17	維持管理契約書（案）	17	3			肥料の供給量、性状等	計画として、処理対象施設以外からの搬入予定はありますでしょうか。	要求水準書5-5(2)に記載のとおり、将来的に、他の下水道施設から発生する汚泥の搬入について、協議を行う可能性があります。
18	維持管理契約書（案）	18	1			住民対応等	要求水準書等及び技術資料以外の本業務に関する住民からの要望や苦情の対応は、発注者側の本業務の遂行と考えて宜しいでしょうか。	本業務に関する住民からの要望、苦情等の受付及び対応は、原則として事業者が行うこととしております。
19	維持管理契約書（案）	28	3			業務委託料の支払	業務委託料の支払が遅延したときは、支払うべき額について遅延日数に応じ、当該支払機期限における遅延利息率による遅延損害金を支払うものとするを書いていますが、支払の期日と遅延利息率について、ご教授ください。	支払期日については、維持管理契約書（案）別紙1第1に記載のとおりです。 遅延利息率については、維持管理契約書（案）第1条第12項に記載のとおりです。
20	維持管理契約書（案）	30				業務委託費の見直し	維持管理期間については記載がありますが、本事業において事業者決定から事業開始まで約3年の期間が想定されます。昨今の世界情勢等を踏まえ、事業開始時に改めて委託費用についての見直しが必要かと思慮いたしますがいかがでしょうか。	維持管理契約書（案）別紙2第2（1）ただし書きを参照願います。
21	維持管理契約書（案）	34	1			保険	受注者は別紙3「保険」のとおり、保険を付保しとあります。別紙3の保険として火災保険が記載されておりますが、施設は県の所有物となるため一般的には火災保険については、県が加入すべきと考えますがいかがでしょうか。	事業者において加入いただくこととしております。
22	維持管理契約書（案）	34	1			保険	受注者は別紙3「保険」のうち、火災保険に加入する場合の算定根拠についてご教示ください。	提案内容によりますので、事業者自身で算定願います。
23	維持管理契約書（案）	37	6			知的財産	維持管理契約書（案）において、第37条（知的財産権）、第45条（業務の引継ぎ等）、第46条（引渡し義務）で知的財産（特許権等）の取り扱いの記載と継続利用について明記があります。 本事業の契約終了後、受注者は本施設から特許権等に関する技術等を撤去する事が可能であり、発注者の指定する者（第3者）が特許権等の利用を希望する場合は、有償にて提供できるとの理解で宜しいでしょうか。	維持管理契約書（案）第37条2項より、本事業で整備した汚泥肥料化施設からの技術等の撤去、特許権等の有償提供はできません。
令和8年8月7日								宮城県企業局水道経営課長 （公 印 省 略）

